

島本町ボランティア活動活性化事業実施要綱

(平成25年12月16日)

最近改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、町内で展開しているボランティア活動に関する情報を一元化して提供することにより、ボランティア活動の活性化を図り、もって住民参画と協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ボランティア活動」とは、次に掲げる活動をいう。

- (1) 自主性、自発性及び主体性のある活動であること。
- (2) 社会性、連帯性及び公益性のある活動であること。
- (3) 営利性のない活動であること。
- (4) 創造性、開拓性及び先駆性のある活動であること。

(実施主体)

第3条 この要綱に基づく事業の実施主体は、島本町とする。

(事業)

第4条 第1条の目的を達成するため、総合政策部人権文化センター内に島本町ボランティア情報センターを置き、次に掲げる事業を行う。

- (1) 次に掲げる情報の収集及び提供に関すること。
 - ア ボランティア活動を行う個人及び団体に関する情報
 - イ 町内や近隣市町で開催される、ボランティアが関係するイベント及び講座等に関する情報
 - ウ 国、大阪府その他法人が実施している、ボランティア活動に対する補助制度等に関する情報
- (2) ボランティア活動関連資料の収集及び提供に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事業

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。